

聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月27日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第15号

聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(昭和62年聖籠町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第12条中「条例第10条」を「条例第12条」に改め、同条を第16条とする。

第11条中「条例第9条」を「条例第11条」に改め、同条を第15条とする。

第10条第2項中「条例第7条第2号」を「条例第9条第2号」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「別記様式第9号」を「別記様式第9号の2」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「条例第8条第1項」を「条例第10条第1項」に、「別記様式第7号又は別記様式第7号の3」を「別記様式第8号又は別記様式第8号の3」に改め、同条ただし書中「別記様式第8号」を「別記様式第9号」に改め、同条を第12条とする。

第7条の2中「条例第7条第2号」を「条例第9条第2号」に改め、同条を第11条の2とする。

第7条中「別記様式第6号」を「別記様式第7号」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(助成の停止の通知)

第10条 条例第8条の助成停止通知書の様式は、重度心身障害者医療費助成停止通知書(別記様式第6号様式)によるものとする。

第6条中「条例第6条」を「条例第7条」に改め、同条を第9条とする。

第5条第1項中「受給資格者が受給者証の更新を希望するとき」を「条例第6条の規定による更新」に改め、「条例第3条第3号」を「条例第3条第1項第3号」に改め、「組合員証」の次に「及び条例第3条に規定する所得の内容を確認できる書類」を加え、同条第2項中「第2条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第4条を第7条とし、第3条を第6条とする。

第2条第1項中「条例第3条第3号」を「条例第3条第1項第3号」に改め、「組合員証」の次に「及び条例第3条に規定する所得の内容を確認できる書類」を加え、同条を第5条とする。

第1条の次に次の3条を加える。

(所得制限額)

第2条 条例第3条第2項第1号の規則で定める額は、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。)第7条に定める額とする。

2 条例第3条第2項第2号の規則で定める額は、扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令第2条第2項に定める額とする。

(所得の範囲)

第3条 条例第3条第2項各号に規定する所得の範囲は、施行令第4条に定めるところによる。

(所得の額の計算方法)

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する所得の額の計算方法は、施行令第8条第3項に定めるところによる。

2 条例第3条第2項第2号に規定する所得の額の計算方法は、施行令第8条第4項に定めるところによる。

別表中「第7条の2」を「第11条の2」に改める。

別記様式第1号中「別記様式第1号(第2条関係)」を「別記様式第1号(第5条関係)」に改める。

別記様式第2号中「別記様式第2号(第2条関係)」を「別記様式第

2号（第5条関係）」に改める。

別記様式第3号中「別記様式第3号（第3条関係）」を「別記様式第3号（第6条関係）」に改める。

別記様式第4号中「別記様式第4号（第3条関係）」を「別記様式第4号（第6条関係）」に改める。

別記様式第5号中「別記様式第5号（第6条関係）」を「別記様式第5号（第9条関係）」に改める。

別記様式第9号中「別記様式第9号（第9条関係）」を「別記様式第9号の2（第13条関係）」に改める。

別記様式第8号中「別記様式第8号（第8条関係）」を「別記様式第9号（第12条関係）」に改める。

別記様式第7号の3中「別記様式第7号の3（第8条関係）」を「別記様式第8号の3（第12条関係）」に改める。

別記様式第7号中「別記様式第7号（第8条関係）」を「別記様式第8号（第12条関係）」に改める。

別記様式第6号中「別記様式第6号（第7条関係）」を「別記様式第7号（第11条関係）」に改め、同様式の前に次の様式を加える。

別記様式第6号(第10条関係)

重度心身障害者医療費助成停止通知書

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長

重度心身障害者医療費助成については、下記のとおり助成を停止します(しました)ので、  
通知します。

記

1 停止の理由

2 停止の期間 年 月 から 年 月 まで

注1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第 1 1 号中「別記様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）」を「別記様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）」に改める。

別記様式第 1 2 号中「別記様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）」を「別記様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）」に改める。

別記様式第 1 3 号中「別記様式第 1 3 号（第 1 2 条関係）」を「別記様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終わるまでの間、この規則による改正後の聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則による受給者証とみなす。